

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：高吾北広域町村事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.1%
全職員	89.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.3%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	76.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.4%
31～35年	84.3%
26～30年	90.6%
21～25年	87.0%
16～20年	94.9%
11～15年	96.9%
6～10年	98.1%
1～5年	100.8%

【説明欄】

2(1)役職段階別において、本庁部局長・次長相当職、本庁課長補佐相当職については女性職員がいないため「—」で表記している。

また、本庁係長相当職については、男性職員に勤続年数の長い職員が多いため、男性の給与の方が高くなっている。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。